

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 6月 5日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2010～2012

課題番号：22530005

研究課題名（和文）

江戸時代諸藩の裁判制度と法曹的吏員の研究

研究課題名（英文）

A study of the judicial systems and the professional legal staffs in several Hans

研究代表者

神保 文夫 (JIMBO FUMIO)

名古屋大学・法学研究科・教授

研究者番号：20162828

研究成果の概要（和文）：

特徴的な性格を有するいくつかの藩の史料に基づき、藩の裁判制度及びそれを担った法曹的吏員の法実務について、江戸幕府のそれと比較しつつ究明し、以下のような成果を得た。

第一に、津山藩における裁判制度の概要と法曹的吏員の法実務を明らかにした。

第二に、いくつかの裁判例に基づき、公事方御定書制定以前には重罪事件が吟味筋ではなく出入筋の手続で裁判され得たことを明らかにした。

第三に、宝暦三年に起きた二件の妻敵討事件の記録により、藩の吏員等による事件処理の法実務を詳細に明らかにした。

第四に、江戸時代の訴訟制度は機能不全で人々の要求に応えることができなかったとする近時の学説に対し、訴訟制度が実際にはよく利用されたことや、更にこの時代の民衆による裁判批判のもつ重要な意義について論じた。

第五に、法律文書の戯文を検討することにより、定型化したそれらの書式が江戸時代に広く流布し人々に身近なものとなっていたことを再認識するとともに、そのような戯文が画一的で硬直化した江戸時代後期の裁判に対する批判にもなっていることを論じた。

研究成果の概要（英文）：

Based on the historical materials of several characteristic domains (Hans), this study intended to clarify the judicial systems and the legal practice of those professional staffs through the comparison with that of the Tokugawa Shogunate. The result is as follows:

(1) An outline of the judiciary and the judicial officers' legal practice in Tsuyama-han have been clarified.

(2) Based on a number of judicial cases, it has been clarified that the felonious matters could be settled by Deiri-suji (adversary procedure) instead of Gimmi-suji (inquisitorial procedure) before Kujikata-osadamegaki established.

(3) By the record of two cases of Megataki-uchi (revenge against wife's enemy, or adulteress and adulterer) happened in Horeki 3 (1753), the Han officers' legal practice for handling such cases has been clarified minutely.

(4) Against the recent view that the suit system in the Edo era suffered from malfunction and was useless for people, I argued that the suit system were actually used well, moreover, people's criticism for the judicial system had significant meaning in those days.

(5) Studying on parodies of legal documents, it has been realized that the forms of legal documents has spread widely and become familiar to people, and those parodies implied the criticism for the rigid and stiffened justice in the latter half of the Edo period.

交付決定額

(金額単位：円)

| | 直接経費 | 間接経費 | 合計 |
|--------|-----------|---------|-----------|
| 2010年度 | 1,300,000 | 390,000 | 1,690,000 |
| 2011年度 | 1,100,000 | 330,000 | 1,430,000 |
| 2012年度 | 800,000 | 240,000 | 1,040,000 |
| 総計 | 3,200,000 | 960,000 | 4,160,000 |

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：法制史、藩法、江戸幕府法、裁判、法実務、吟味筋、出入筋

1. 研究開始当初の背景

研究代表者は、江戸幕府の民事裁判実務を中心とする近世の法実務についてこれまで研究を積み重ねてきたが、とくにこの近年においては、判例集や法実務書等の分析を通じ、「実務法学」と称すべき法的処理技術の体系が江戸時代後期の幕府法に形成されていたことを明らかにしつつ、判例法、裁判実務、実務法学など近世法の特徴を示す重要な諸要素について、「法曹法」という観点からその展開を動的に観察することにより、日本伝統法のいわば到達点ともいべき近世法曹法の性格を検討し、それら法曹法の形成・発達を担った幕府中央の法曹的吏員としてもっとも重要な評定所留役を中心に、その職制や活動実態を究明すべく、研究を進めてきた。

これらの研究を通じ、幕府の法実務とそれを担った法曹的吏員の職制及び勤務の実態等は次第に明らかになってきたが、幕府法とともに近世日本の主要な法秩序を形成していた藩法に関しては、対象の膨大さや史料制約等から、裁判制度や法実務を担った法曹的吏員のあり方についての研究は、個別藩単位での研究はいくつかあるものの、これを総合的に論じたものとしては、わずかに服藤弘司博士が著書『幕府法と藩法〔幕藩体制国家の法と権力Ⅳ〕』（創文社、1983年）の中でいくつかの藩の裁判機関を「行政官兼務方式」・「専任裁判官設置方式」の二類型に分類して簡略に整理したものがあるに過ぎず、幕末で270余もあった藩の大半についてはほとんど研究が進んでいなかったものであり、まして幕府や他の諸藩との比較という視点から立体的・総合的に論じられたものはほとんどなかった。服藤博士が「幕藩体制国家の性格を見定めるうえで、幕府・諸藩が行政組織の一環としての裁判機関につき、これを如何に位置づけんとしたかを見定めることは極めて重要な課題であり、今後より一層、この分野の研究が活発化されることが要請される」（前掲書122～123頁）と述べた状況は、大きくは変わっていないのである。

2. 研究の目的

上記のような研究状況に鑑み、本研究では、第一に裁判の機構、第二にその運用の実態、第三にそれを担った法曹的吏員のあり方、この三点を軸として、幕府と諸藩のそれを比較検討することにより、全国的政権たる幕府と多数の諸藩によって構成された複合国家といべき江戸時代の日本における伝統的法実務・幕藩法曹法の実態を、可能な限り立体的に観察し、再構成することをめざす。

もちろん江戸時代のすべての藩について網羅的に調査検討することは、三年間という研究期間ではそもそも不可能であり、また史料の残存状況からしても現実性がないことは明らかであるから、藩法史料がある程度伝存している藩の中で、たとえば外様大藩、家門、明律系の刑法典を制定した藩、老中・寺社奉行など幕府の要職を勤めた大名家といった具合に、調査対象をいくつかのグループに分けて検討することにより、各藩法の特徴を単なる地域的な違いとして観察するのではなく、大名家の性格や各種の法情報を入手しうる条件等とも関連づけて理解することに努める。

また、当然のことながら、近世法体系において主要な地位を占めるとともに、諸藩法との比較検討の対象となるべき江戸幕府法についても、裁判制度そのものや法曹的吏員の日常的活動に焦点を当てつつ一層研究を深める必要があり、更には、一般社会の中で人々が幕藩の法制度・裁判制度をどのように理解し、実際に利用したのか、すなわち裁判制度をめぐる法社会史的な側面にも、できるだけ目を向ける必要がある。

以上のような作業によって、幕末・明治以降西欧近代法の急速な継受を可能にした法文化的基盤が江戸時代においていかに形成されていたかを具体的に解明し、近代法への移行期において伝統法が果たした役割・意義を歴史的に位置づけることが可能になるとともに、またその限界をも明らかにすることに通じるであろう。

従来は、一般に近世法と近代法は基本的に断絶しているものとして理解され、明治以後

の西欧法継受・近代法の形成は伝統法の排除・克服の過程として描かれるのが普通であったが、この研究計画は、むしろ近世法と近代法の連続面に着目し、江戸時代の裁判実務・法実務の実態と、その主要な担い手であった法曹的吏員のあり方を追究することにより、彼らによって形成、維持、発達せしめられた江戸時代幕藩の法曹法が、日本の近代法形成・西欧近代法継受の前提条件の一つとなったことを明らかにしようとするものである。

すなわち本研究は、幕藩の裁判制度とその担い手たる法曹的吏員の法実務のあり方という視角から、近世法を再検討することにより、かつては克服あるいは排斥すべき対象のように考えられていた伝統法文化に新たな照明を当てるとともに、ひいてはそのような近世法の伝統の上に西欧近代法を「接ぎ木」することによって成立した日本近代法の性格・特質についての理解にも、一定の修正ないし再考をせまることになると思われるのであり、それが本研究の究極的な目的である。

3. 研究の方法

この研究計画は、研究代表者が一人で行い、三年間で完結させるものである。

幕末で270前後もある諸藩の中から、地域や大名家の性格等に着眼して、特徴的と考えられるいくつかの藩の藩法史料を収集した上で、重要と思われる史料については積文を作成するとともに、それに基づいて藩の裁判制度や法曹的吏員の活動実態を幕府のそれとも比較しつつ可能な限り明らかにする。

これまで活字翻刻された藩法史料としては、藩法研究会編『藩法集』12巻15冊（創文社、1959-75年）や京都大学日本法史研究会編『藩法史料集成』（創文社、1980年）等があったが、これらは主として法令類に重点を置いて編集されたものであり、判例集や法実務書など法曹法的記録類の多くは未公開のままであった。近年ようやく大部の判例・先例集など法曹法的な藩法史料が翻刻公開されるようになってきており、たとえば小林宏・高塩博編『熊本藩法制史料集』（創文社、1996年）、藩法史料叢書刊行会編『藩法史料叢書』1-5（創文社、2000-2007年）、藩法研究会編『近世刑事史料集』I 盛岡藩（創文社、2006年）などがあるほか、近年編纂される地方史・自治体史の資料編には藩法史料が収録される例も多くなってきている。しかし、それらは藩法史料全体から見れば九牛の一毛というべく、本研究の遂行に必要な法曹法的記録類の多くは依然として未公開の状態である。そのため、旧藩庁所在地を含む各地の図書館・史料館等に架蔵されている未公開史料を採訪調査することに重点を置く。また、比較検討の対象とすべき幕府法関係史料に

についても、可能な限り幅広く収集する。

その際、法令や判例集・先例集だけでなく、とくに役人が個人的に作成した手控類などの法曹法的記録類に重点を置いて調査収集することに努める。従来それらはしばしば「法律雑書」などと一括総称され、法制史料として研究に利用されることが少なかったものであるが、法曹的吏員がどのような日常的業務に従事していたかを知るためには、これらの史料がきわめて有益であると考えられるからである。

上記計画を実施するため、研究費の大半は史料調査・収集のための旅費（国内旅費のみ）と、江戸期ないし明治初期の法制史料（写本・版本類）を購入するための物品費として使用し、その他の費用（人件費等）は極力節約することとした。

4. 研究成果

精粗の差はあるものの、藩法史料を調査することができた藩として、外様大名では加賀・金沢藩（前田家、102万5000石）、筑前・福岡藩（黒田家、52万3100石）、信濃・松代藩（真田家、13万5000石）、家門では越前・福井藩（松平家、30万石）、美作・津山藩（松平家、10万石）、譜代では常陸・土浦藩（土屋家、9万5000石）、越前・大野藩（土井家、4万石）、いわゆる明律系藩刑法典を制定した藩として越後・新発田藩（溝口家、6万石、外様）などがあり、また江戸幕府法に関しては、江戸・大坂・京の三都以外に、飛騨郡代及び新潟奉行の陣屋所在地の伝来史料等を調査・収集した。三年間の研究期間中に収集することができた幕府法及び藩法関係史料は、400字詰原稿用紙約400枚（積文のほか史料の覚書等を含む）、マイクロフィルムからの引延し印画約3300コマ、電子複写約580枚、デジタルカメラ撮影約5080コマ等にのぼり、このほか江戸・明治期の法制史料（写本・版本類）約50点、マイクロフィルム25リール等を購入した。これらの収集史料の整理・分析・検討によって得られた主要な成果は、以下の通りである。

第一に、美作・津山藩における裁判制度と法曹的吏員の法実務を、「断獄定書」・「断亦例鈔」・「折獄例鈔」（いずれも津山郷土博物館所蔵・愛山文庫）等に基づき究明した。「断獄定書」は明和・安永期における裁判手続の詳細を知り得るもので、主として刑法詮議方が裁判を担当する。また「断亦例鈔」・「折獄例鈔」は天保・弘化年間の判例集で、前者には奉行馬場五郎平、調役林善一郎、下代三松藤四郎、書役高橋桑蔵、同介宇野啓助、同見習藤森計太郎の名が記載されており、彼らによる裁判実務の具体的内容を知ることができる。ここでは、「断獄定書」を以下に抄記する。

「一召捕者有之節ハ、寺社奉行郡代共町奉行江懸合、同心組請取及差図可召捕、町奉行所捕ものは勿論之事、

一寺社奉行町奉行郡代所召捕者、夫々見分之上、詮議方江可引渡類、寺社奉行者御用所江申達、町奉行郡代者市郷惣奉行江相達、夫より御用所へ申達、勿論寺社奉行市郷惣奉行より刑法惣奉行江懸合、詮議方江夫々より可引渡、尤手形相認、下代足輕同心等相添、并大年寄大庄屋以下五人組迄相添罷越、可引渡、但、詮議方より請取手形相渡刻、入牢申付、其段詮議方より刑法惣奉行江者相届、町奉行郡代ハ市郷惣奉行へ可申達事、

但、惣入牢夜中之取計禁之、

(中略)

一凡下より訴訟有之者、五人組共可取扱、難濟年寄庄屋へ申出ル時者、年寄庄屋組頭立会吟味之上可取扱、猶難濟ニおいてハ、肝煎吟味之上取次、大庄屋江指出し、大年寄大庄屋可取捌、但、他領并町在懸合之事ハ、先方役人江懸合取捌へし、猶於難濟者、町奉行郡代吟味之上可取捌、猶難濟ニおいてハ市郷惣奉行ニ申達、いか様共可取捌、是迄を内幸許と定む、猶於難濟者、市郷奉行より御用所江申達、訴状吟味書等取揃、刑法惣奉行へ可引渡、夫より詮議方ニ申付遂詮議、罪相決刑法奉行へ申達、刑法奉行伺之上幸許有へし、

但、難弁事ハ、町奉行郡代并町目付江懸合可申事、

一寺社町在支配違懸り合ハ、詮議方可引受事、

(中略)

一詮議吟味裁許之時立会之事

郷中之者 大庄屋肝煎庄屋組頭五人組

但、出家社人山伏ニ而も同断、

町方之者 大年寄町年寄五人組

但、山伏社人ニ而も町人別者同断、

(中略)

一凡吟味詮議之唱紛敷ニ付、向後詮議方ニ而致を詮議と唱、他役所ニ而致を吟味と唱可申事、

(下略)

第二に、幕藩の裁判手続に吟味筋と出入筋の両者があったことはよく知られているが、厳密に刑事・民事の区別に対応していたわけではなく、両者の関係については議論のあるところである(平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』創文社、1960年、403-414頁、石井良助「(紹介)平松義郎著『近世刑事訴訟法の研究』—平松博士の批判に答えて—」『国家学会雑誌』74巻9・10号、1960年、532頁)。重罪事件が出入筋の手続で裁判された例はこれまでほとんど知られていなかったが、「谷口家資料」(京都府立総合資料館寄託)に正徳期の事例を複数見出し、公事方御定書制定以前には幕府評定所の出入筋でも解死人、遠流、追放等の重罪を科す場合があったことと、その際の裁判手続を明らかにした。

また、「出入吟味物差別」に関して甲斐市川代官荒井清兵衛と評定所留役八代増之助の間で交わされた問合・挨拶(嘉永六年、新潟県立図書館蔵「御書付留」所収)に基づき、幕末の裁判実務における取扱の一端を明らかにした。後者を以下に抄記する。

「 出入吟味物差別其外之儀ニ付
留役衆江問合挨拶

別紙(中略)願書写一覽仕候処、御見込之通、御吟味物之筋ニ者無之候間、難渋出入又者不法出入等之銘柄ニ而、善八外老人相手取候趣之訴状取直し被仰論候上、御裏書被差遣、訴状返答書を以御吟味有之相当之品ニ可有之、併最早相手方御呼出御吟味御取掛ニ候上者、今更右様之御取計も相成間敷候得共、元来御吟味物之品ニ無之候間、願書ニ而者、追而御吟味詰御裁許之儀御伺相成候節、御不都合ニも可有之、いつれニも訴状丈ケハ御取被置候方ニ可有之候間、目安ニ取直候儀願人共江被仰論、尤目安ニ取直し差出候を相手方江御下ケ、返答書可差出段被御申渡候ハ、俄ニ御取扱振相変候儀を双方とも不審ニ可存も難計候間、願方より差出候目安者御役所江御取被置、右を以御吟味有之候迄ニ而、改而相手方江返答書被御申付候ニ者及申間敷哉之事、

但、下方より目安掛を以願出候節、相手之もの御法度筋を犯し、又者人を殺候儀無紛相聞候敷、其外難捨置事有之、内濟熟談難為致品と相見候分、裏判者不差遣、手当を以呼出、品軽キ者差紙を以呼出、勿論裏判不差遣程之事故、返答書者不申付、相手方を全不埒と見込、吟味いたし候振合有之、右ニ見合、本文之一件(中略)右廉を以御差紙呼之姿ニ被成候ハ、体裁も相整、追而御裁許御伺之節御差支も有之間敷哉之事、

一吟味物と目安掛り之差別、(中略)下方より誰者ケ様成難捨置筋有之、御吟味相願度段申立候類、願人身分ニ拘候事も無之、所之害を除候心得敷、又者氣之附自慢ニ而余人之悪事を訴出候迄之事ニ候ハ、則訴人之趣意ニ而、願人打合御吟味可有之筋ニ無之候間、(中略)右様之類者、最前書面差出砌、願書之躰ニ認取差出候ハ、一ト通之訴書ニ為取直、御取置可有之事ニ而、是者御吟味被遂候も不被遂も、御支配之御存寄次第之事故、訴書ニ為致候儀ニ有之、扱又出入物之儀、盜賊又ハ御法度筋ニ拘候儀等申出候類之内ニも、(中略)御吟味願出候分者、矢張目安掛ニ而為相手取候上、裏書ハ不被遣、相手方者召捕、又者差紙ニ而御呼出、返答書者不被御申付、訴状之趣を以御吟味可有之儀ニ而、是者出入掛より出候御吟味物ニ付、矢張訴答打合御糺有之、追而御吟味詰之上、御裁許并御仕置とも御伺可相成品ニ有之、(中略)法曹之大要不申上も御不実意之筋ニも可相当哉と心底ニ不残、荒増認取差上申候、(下略)」

第三に、宝暦三年に江戸で起きた二件の妻敵討事件を素材として、藩の吏員等による事件処理の法実務を具体的に明らかにした。一件は出奔した妻と密夫を尋ね出して斬り殺した典型的な妻敵討で、警備を担当する大和郡山藩松平（柳沢）家と現場附近に屋敷がある筑前秋月藩黒田家の吏員による取調や報告の手續等を、詳細に解明した。他の一件は、妻に艶書を付けた剣術の弟子を師匠が斬り殺したものの、合法的な妻敵討とは認められなかった事件であり、関係する上野館林藩松平家と遠江掛川藩太田家の吏員による交渉等の実務をやはり詳細に解明した。なお、これらについて、論文「江戸時代の妻敵討に関する若干の史料」を執筆した（「5. 主な発表論文等」の項参照）。

第四に、幕藩の裁判を一般庶民がどのように理解し、実際に訴訟制度をいかに利用したかは、江戸時代の裁判制度の機能を考える上できわめて重要であるが、この点に関して、幕藩の訴訟制度は機能不全で人々の要求に応えることがほとんどできなかったとする近時の学説に対し、町奉行所与力や評定所留役等の法曹的吏員による裁判実務のあり方を再評価し、実際には訴訟制度がよく利用されていたことや、江戸時代の民衆による裁判批判の意義を考察し、大平祐一氏の著書『近世の非合法的訴訟』（創文社、2011年）に対する書評の中でその要旨を述べた（「5. 主な発表論文等」の項参照）。

第五に、各種証文や訴訟書類の戯文を詳細に検討することにより、定型化した証文や訴訟書類ないしそれらの書式が江戸時代に広く流布し人々に身近なものになっていたことを再認識するとともに、そのような戯文が

形式的・画一的で硬直化した江戸時代後期の裁判の実態に対する批判ともなっていることを論じ、論文「近世法律文書の戯文」にまとめた（「5. 主な発表論文等」の項参照）。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計3件）

- ① 神保文夫「近世法律文書の戯文」（『名古屋大学法政論集』251号、2013年、ページ未定（掲載確定）、査読なし）
- ② 神保文夫「江戸時代の妻敵討に関する若干の史料」（『名古屋大学法政論集』250号、2013年、ページ未定（掲載確定）、査読なし）
- ③ 神保文夫「〔書評〕大平祐一著『近世の非合法的訴訟』（『法制史研究』62号、2013年、164-168、査読なし）

〔図書〕（計1件）

- ① 浅古弘・伊藤孝夫・植田信廣・神保文夫編『日本法制史』青林書林、2010年、458

6. 研究組織

(1) 研究代表者

神保文夫（JIMBO FUMIO）

名古屋大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：20162828

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし